

令和4年度「佐賀さいこう！情報発信事業」業務委託に係る企画コンペ募集要領

1 目的

関西圏において、佐賀県の情報発信等の展開が期待できる本県にゆかりのある人や事業者等に向けて、「ラグジュアリー感溢れる佐賀」をコンセプトに、佐賀の魅力を紹介する食事会等を開催するとともに、同会場において、一定以上の期間、佐賀の食材等を使用したメニューを提供（飲食店等タイアップ）することで、関西における佐賀県の良いイメージの醸成を図るとともに、観光客の誘致及び特産品の販売促進等につなげる。

2 委託業務の内容

別添『令和4年度「佐賀さいこう！情報発信事業」業務委託仕様書』のとおり

3 業務委託先の選定方法

企画コンペ方式により選定する。

4 提出書類等

(1) 提出書類及び提出期限

ア 参加資格審査関係書類 令和4年9月20日（火）17時必着

- ① 企画コンペ参加申込書（様式1）（1部）
- ② 誓約書（様式2）（1部）
- ③ 会社概要（任意様式）（7部） ※法人の概要がわかるパンフレット等

イ 企画関係書類（各7部） 令和4年9月28日（水）17時必着

① 企画提案書（A4版、任意様式）

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

- ・今回委託する業務と同種の企画・運営についての業務実績
- ・「ラグジュアリー感溢れる佐賀」をコンセプトとした食事会や体験コンテンツの実施内容
- ・「ラグジュアリー感溢れる佐賀」をコンセプトとした事業タイトル
- ・「いちごさん」など佐賀産食材を中心とした佐賀の情報発信の内容
- ・飲食店等タイアップ事業の告知方法
- ・飲食店等タイアップ事業の実施内容
- ・情報発信の期待が大きい関西在住者
- ・食事会等の参加者及びタイアップした飲食店等への来店者の満足度を高める方策・工夫
- ・タイアップした飲食店等への来店者に、SNS等での情報拡散を促す方策・工夫
- ・食事会等の参加者及びタイアップした飲食店等への来店者へのアンケート方法
- ・知事メッセージカード企画の実施内容
- ・経費内訳
- ・事業の実施体制

- ・感染症対策の実施方法
- ・その他業務の実施に際して必要なもの

②見積書（A4版、任意様式）

(2) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は提出期限までに必着）

(3) 提出先

佐賀県関西・中京事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3-1 大阪駅前第1ビル9階

(4) その他

- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書の受領後、企画コンペ実施者が必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。

5 参加者の資格要件

企画コンペに参加できる資格要件は、次の要件を全て満たす企業等とする。

なお、(7)の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去5年以内に今回委託する業務と同種の企画・運営についての実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 企画コンペ審査会の日の6ヶ月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 佐賀県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 企画コンペに係るスケジュールと内容

(1) 公募要領の公表

令和4年9月7日(水)に佐賀県のホームページで公表する。

(2) 説明会の開催

日時 令和4年9月14日(水) 11:00~11:30

場所 大阪駅前第1ビル9階 佐賀県関西・中京事務所

- ・令和4年9月12日(月) 17:00までにメールで申し込むこと。
- ・説明会への出席は、応募要件としない。

(3) 参加資格審査関係書類の提出 (令和4年9月20日(火) 17:00)

「4 提出書類等」のとおり。

(4) 企画関係書類の提出 (令和4年9月28日(水) 17:00)

「4 提出書類等」のとおり。

(5) 企画コンペの開催

ア 委託先の選定

企画コンペ(プレゼンテーション)を、令和4年9月30日(金)に実施する。

プレゼンテーションの内容と、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行ったものを選定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所は参加者に別途通知する。

イ 選定基準

企画提案の審査は、別に定める基準に基づき審査する。

なお、評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

ウ 結果通知日

令和4年9月30日(金)を予定。

エ 通知方法

審査結果は、最優秀者のみ電話により通知し、その後文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには、一切応じない。

オ その他

プレゼンテーション方法については、特に指定はないが、PowerPoint等を用いて実施する場合は、必要な機材については持参すること。なお、県のパソコン、プロジェクター及びスクリーンも使用可能のため、希望する場合は事前に連絡すること。

7 業務の委託契約

(1) 審査委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議が成立した場合、当該業務に係る随意契約を締結する。なお、随意契約においては、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を依頼する。

(2) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

8 契約の締結

令和4年10月上旬(予定)

9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「5 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他の留意事項

- (1) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 企画コンペに関する問い合わせは、電話・FAX・メールで受け付ける。質疑応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

11 問い合わせ先

佐賀県 関西・中京事務所 東

電話：06-6344-8031

FAX：06-6348-0253

メール：kansaichuukyoku@pref.saga.lg.jp